

「消費生活専門相談員」
資格認定試験のお知らせ

「消費生活相談員」は、消費生活センター等で相談に応じるために必要な知識と能力を持ち合わせていることを、独立行政法人国民生活センターが認定する資格です。

今年の第一次試験は9月27日(土)に行われます。年齢、性別、学歴等を問わずなたでも受験できます。受験申し込みは8月4日(月)までです。

受験要綱は、返信用封筒(長形3号の封筒に92円切手貼付、宛先明記)を同封のうえ、郵便にて左記宛先までご請求ください。なお、国民生活センターホームページからもダウンロードいただけます。

http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html

資料請求・問い合わせ先

〒108-8602

東京都港区高輪3-13-22

独立行政法人 国民生活センター 資格制度室

☎03(3443)7855(直通)

停電後の水の濁りや
水圧低下に
ご注意ください

夏になると落雷による停電が多くなります。

各配水場には、自家発電機が設置されており、停電になっても水を送り続けることができますが、停電してから発電機の電源に切り替わるまで多少の時間がかかってしまいます。そのため、地域によっては停電直後から水の出が弱くなったり、復旧後に水が濁ったりすることがあります。

水が濁った場合、通常はしばらく水を流し続けるときれいになりますが、それでもきれいにならない場合は、水道課までご連絡ください。

たいへんご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

水道課

☎(48)2121

「県産石材利活用事業」
のご案内

県では、県産石材の需要拡大を目的として、中小企業者等が事務所、店舗等の新築、増改築または模様替などに県産石材を利活用する場合には、その経費の一部を助成します。ぜひご利用ください。

■県産石材

県内で産出された大谷石、芦野石または深岩石が対象

■申請対象者

県内に事務所または事業所、店舗がある次の方

(1) 中小企業者

(2) 商店街振興組合又は商店会等の団体

(3) 商工会議所又は商工会

■補助要件

中小企業者等が行う事務所等の新築、増改築または模様替(外構工事を含む)、その他県産石材を利活用する工事等であって、次の要件をすべて満たす事業

(1) 事業は県内で新たに実施するものであること

(2) 20平方メートルまたは2立方メートル以上の県産石材を使用すること

(3) 補助対象工事が、平成27年3月31日までに完了するものであること

(4) 県産石材の一般への普及啓発効果があると認められること

■補助対象経費

県産石材の利活用に係る材料費と工事に要する経費

■補助金額

補助対象経費の2分の1以内(上限100万円、下限10万円)

■補助対象事業の決定

申請書の内容を審査のうえ、原則として受付順により決定

■申請方法

① 補助金交付要領及び申請書の様式を県工業振興課のホームページからダウンロードしてください。

② 申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに持参してください。

なお、申請額の合計額が予算額に達したときは、受付を終了します。

申し込み・問い合わせ先

栃木県産業労働観光部

工業振興課 地域産業担当
☎028(623)3198

認知症サポーター養成
講座コーナー

市では、定期的に認知症サポーター養成講座を開催しています。今回、大松山公園ラジオ体操同好会の方を対象に講座を開催しました。参加者からは、認知症の方への接し方が分かったなどの意見がありました。



認知症サポーター養成講座受講者は、認知症サポーターとなります。認知症サポーターとは、何か特別なことをする方ではありません。認知症の方と家族の地域の理解者になって頂くことです。

問い合わせ先

高齢福祉課

☎(52)1115